

開発行為又は建築等に関する証明書(法施行規則60条証明)の交付について

1 申請書は原本1部と副本1部の計2部提出願います。※市ホームページ「申請書様式ダウンロード(都市整備課)」よりダウンロードできます。

2 添付書類(基本的にすべて写しで可。)

共通事項

- (1) 建築確認申請書の写し(第一面～第五面まで)
- (2) 位置図、地籍図等の公図(申請敷地がわかるもの)、建築計画図
- (3) 計画建物平面図・立面図
- (4) 申請地の登記事項証明書

市街化区域(敷地面積1,000㎡以上)・都市計画区域外(敷地面積10,000㎡以上)

- (1) 敷地の縦横断図(切土・盛土の高さを確認できるもの)

市街化調整区域(農林漁業の用に供する建築物・農林漁業に従事するものの居住の用に供する住宅)

- (1) 名寄帳(税務課で交付、作業所・倉庫等の場合は不要)
- (2) 耕作証明書(農業委員会で交付)等

市街化調整区域(区域が編入になる以前から断続的に存する建築物)

- (1) 既存建築物の建築年がわかる資料(名寄帳、登記事項証明書、閉鎖登記簿謄本など。どうしても不明な場合は要相談。)

3 申請から交付まで

- (1) 窓口にて申請書を2部提出していただき、手数料納入書を交付いたします。手数料は470円となっております。
- (2) 銀行等で手数料を納付していただき、領収書を直接持参、若しくはFAX等で納入事実を確認させていただきます。
- (3) 市の事務手続が終了し次第、証明書の交付が可能となった旨、連絡いたします。
- (4) 来庁していただき、証明書を交付いたします。受領印は不要です。

4 留意事項

- (1) 標準処理日数は「須賀川市開発許可等に関する事務処理要領第4条第1項」に基づき、15日となっております。しかし、実際はここまでの日数を要することはほとんどありません。

なお、急いで交付して欲しいとのご要望にはお答えできません。

- (2) 当該証明書が建築確認申請の際に必要なかどうかは、建築確認申請書を提出される機関等に直接確認してください。